

議案第62号

二宮町国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。

平成27年12月4日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令が公布されたことに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

二宮町国民健康保険税条例（昭和41年二宮町条例第8号）の一部を次のように改正する。
第25条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 氏名、住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

二宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 前項の規定により国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証する書類を添えて町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>氏名、住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 前項の規定により国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証する書類を添えて町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>氏名及び住所</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>